

第15号議案

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

平成30年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月 日

文京区教育委員会

第八条を次のように改める。

（旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続の特例）

第八条 内国旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する場合の旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続は、前二条の規定にかかわらず、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）に次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、旅行命令簿（兼旅費請求内訳書）（別記様式第六号）により行うことができる。

- 一 旅行年月日
- 二 旅行時間
- 三 旅行用務及び旅行先
- 四 旅行経路
- 五 旅費

第十条第一項第三号中「郵政事業庁の調べに係る郵便線路図に掲げる路程」を「地方公共団体の長その他当該

路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第一項を次のように改める。

- 2 前項第一号又は第二号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第三号の規定に準じて計算することができる。

第十条第三項中「郵便線路図により」を削り、「各市町村内における郵便局で、当該旅行」を「、その証明の基準となる点で当該旅行」に改める。

第十三条第二項中「文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。
第十四条中「の各号」及び「第一項及び第二項」を削る。

別表第一（第三条關係）

行政職給料表(一)の各級に相当する幼稚園教育職員給料表の職務の級

行政職給料表（一）		幼稚園教育職員給料表	
2級の再任用職員	2級	1級の再任用職員	1級 4級 3級 2級 1級
3級の再任用職員	3級		5級
4級の再任用職員	4級		6級

別表第二の一の部中

付 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

乗車に要する運賃	鉄道賃
	船賃

を

乗車に要する運賃	鉄道賃
乗船に要する運賃	船賃

に改める。

幼稚園教育職員の旅費支給規程 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第七条（略） <u>（旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続の特例）</u> 第八条 内国旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する場合の旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続は、前二条の規定にかかわらず、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）に次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、旅行命令簿（兼旅費請求内訳書）（別記様式第六号）により行うことができる。 一 旅行年月日 二 旅行時間 三 旅行用務及び旅行先 四 旅行経路 五 旅費	第一条～第七条（略） <u>（旅行命令簿及び旅費請求手続の様式の特例）</u> 第八条 内国旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する旅行の旅行命令簿及び旅費請求手続の様式は、第五条及び前条の規定にかかわらず、別記様式第六号（甲、乙）によることができる。
第九条（略） <u>（路程の計算）</u> 第十条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。 一・二（略） 三 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程 2 前項第一号又は第二号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第二号の規定に準じて計算することができる。 3 第一項第三号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。	第九条（略） <u>（路程の計算）</u> 第十条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。 一・二（略） 三 陸路 郵政事業庁の調べに係る郵便線路図に掲げる路程 2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。 3 第一項第三号の規定により陸路の路程を郵便線路図により計算する場合には、各市町村内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。
第十一条・第十二条（略）	第十一条・第十二条（略）

(研修受講のための旅費)

第十三条 (略)

2 前項による旅費を支給することが適當でないと教育長が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。

(健康診断受診等のための旅費)

第十四条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同第一項中「研修受講」とあるのは「健康診断受診等」と、別表第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」と読み替えるものとする。

一～五 (略)

第十五条 (略)

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係） 【別紙】

別表第二（第十三条関係） 【別紙】

(研修受講のための旅費)

第十三条 (略)

2 前項による旅費を支給することが適當でないと文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。

(健康診断受診等のための旅費)

第十四条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同第一項中「研修受講」とあるのは「健康診断受診等」と、別表第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」と読み替えるものとする。

一～五 (略)

第十五条 (略)

別表第一（第三条関係） 【別紙】

別表第二（第十三条関係） 【別紙】

改正後(案)	別表第一(第二条関係)	行政職給料表(一) 幼稚園教育職員給料表	1級 2級 3級 4級 1級 2級の再任用職員 2級	5級 3級 3級の再任用職員 2級の再任用職員	6級 4級 4級の再任用職員 2級の再任用職員
			行政職給料表(一) 幼稚園教育職員給料表(一) 1級の36号給以下	2級 3級 1級の37号給以上 1級の車任用職員 2級の56号給以下	4級 5級 2級の57号給以上 100号給以下 2級の再任用職員
現行	別表第二(第十三条関係) 【抜粋】	区分 近接 地内 日帰り研修 宿泊研修 乗車に要する運賃	鉄道賃 乗車に要する運賃	船賃 乗船に要する運賃	車賃 航空賃 実費額
			(一日につき) — —	旅行雑費 — —	宿泊料 (一夜につき) — —
改正後(案)	別表第二(第十三条関係) 【抜粋】	区分 近接 地内 日帰り研修 宿泊研修 乗車に要する運賃	鉄道賃 乗車に要する運賃	船賃 乗船に要する運賃	車賃 航空賃 実費額
			(一日につき) — —	旅行雑費 — —	宿泊料 (一夜につき) — —
現行		区分 近接 地内 日帰り研修 宿泊研修 乗車に要する運賃	鉄道賃 乗車に要する運賃	船賃 乗船に要する運賃	車賃 航空賃 実費額
			(一日につき) — —	旅行雑費 — —	宿泊料 (一夜につき) — —